

亀山市告示第161号

亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年亀山市告示第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補足給付費の額） 第5条 補足給付費の額は、1月につき、施設等利用給付認定子ども1人当たり <u>5, 100円</u> （当該施設等利用給付認定保護者が現に支払った副食の提供に係る費用の額が <u>5, 100円</u> を下回る場合には、当該現に支払った副食の提供に係る費用の額）とする。	（補足給付費の額） 第5条 補足給付費の額は、1月につき、施設等利用給付認定子ども1人当たり <u>4, 900円</u> （当該施設等利用給付認定保護者が現に支払った副食の提供に係る費用の額が <u>4, 900円</u> を下回る場合には、当該現に支払った副食の提供に係る費用の額）とする。

様式第1号中「4, 900円」を「5, 100円」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日以後に提供を受けた副食の提供に係る費用の実費徴収に係る補足給付費の支給について適用する。